

# 認 定 書

国住指第 1497 号  
平成 30 年 8 月 24 日

株式会社タニタハウジングウェア  
代表取締役社長 谷田 泰 様

国土交通大臣 石井 啓一



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号の二及び同法施行令第 107 条の 2 第一号から第三号まで（外壁（耐力壁）：各 45 分間）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号

QF045BE-1515(1)

2. 認定をした構造方法等の名称

人造鉱物繊維断熱材充てん／溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板・下張材〔木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕表張／せっこうボード重裏張／木製軸組造外壁

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。